

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1241

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
組織	職	区分	組織	職	区分
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
1～7 (略)			1～7 (略)		
8 警察			8 警察		
警察本部	(略)		警察本部	(略)	
	参事官 首席監察官 局長 課長 (会計、教養、監 察、人身安全対策、 少年、通信指令、搜 査第一、捜査第三、 組織犯罪対策、交通 規制、運転免許及び 警備課の課長に限 る。) 隊長 (高速道路交通警察 隊長に限る。)	2種		参事官 首席監察官 局長 課長 (会計、教養、監 察、人身安全対策、 少年、 <u>サイバー犯罪</u> <u>対策</u> 、通信指令、搜 査第一、捜査第三、 組織犯罪対策、交通 規制、運転免許及び 警備課の課長に限 る。) 隊長 (高速道路交通警察 隊長に限る。)	2種
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。